

令和3年度における「第2次青森県特定事業主行動計画」の実施状況について

県では、次世代育成支援対策推進法に基づく「第2次青森県特定事業主行動計画」を策定しており、青森県職員が安心して子育てををしていくことができるよう、職場環境を向上させるとともに、地域社会における子育て支援にも積極的に参加することにより、社会全体の子育てしやすい環境づくりに貢献することとしています。

同計画では、毎年1回、前年度の取組状況や目標に対する実績等の公表を行うこととしていることから、下記のとおり公表します。

なお、実施状況は、警察本部及び教育委員会を除いた全任命権者分を取りまとめた内容となっています。

記

1 配偶者出産休暇、育児参加休暇及び育児休業の取得促進について

(1) 子どもの出生時に父親となる職員が配偶者出産休暇又は育児参加休暇を取得した割合 (R3.4.1~R4.3.31)

	目標値（令和6年度）	令和3年度実績
知事部局	95%	87.7%
病院局		55.6%

※ 令和3年度に新たに対象となった職員の取得実績です。

※ 他の任命権者については令和3年度に新たに対象となった職員はいませんでした。

(2) 育児休業の取得率 (R3.4.1~R4.3.31)

<男性職員>

	目標値（令和6年度）	令和3年度実績
知事部局	15%	29.8%
病院局		16.7%

<女性職員>

	目標値（令和6年度）	令和3年度実績
知事部局	95%	100.0%
病院局		100.0%
人事委員会事務局		100.0%

※ 令和3年度に新たに育児休業を取得した職員の取得実績です。

※ 他の任命権者については令和3年度に新たに対象となった職員はいませんでした。

(3) 令和3年度の取組状況

- ・ 「青森県特定事業主行動計画」や「職員の育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック」により、育児に関する休業、休暇等の周知を図りました。
- ・ 「子育て応援通信」により、育児のために利用可能な制度と利用を検討する際の資料（育児休業時の経済的影響シミュレーションシートなど）を周知しました。
- ・ 職員が計画的に育児関連制度を活用できるよう、子どもが生まれる職員に「出生予定届」等の提出を推奨するとともに、提出の際には職員と所属長等との面談を実施して、育児関連制度の利用に係る「子育て計画書」を作成するよう周知しました。
- ・ 対象職員の上司等に対し、職員に休暇等の取得を促すよう働きかけを行いました。
- ・ 所属ごとに独自の目標を組み込んだ「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を執務室内に掲示し、希望する職員が円滑に休暇や各種制度を利用できる環境づくりに取り組みました。
- ・ 男性職員も含めた育児休業取得者の体験談を新たに作成し、庁内に周知しました。
- ・ 育児休業取得中の職員が、青森県自治研修所における選択研修や、eラーニングを受講できることを周知しました。
- ・ 県庁舎内及び合同庁舎内の搾乳に使用できるスペース（女性専用）について、女性職員に周知しました。
- ・ 知事、両副知事等が「イクボス宣言」を行いました。
- ・ 職員の育児や介護と仕事の両立を支援するための在宅勤務制度を整備しました。

2 年次休暇の取得促進について

(1) 職員1人当たりの年次休暇取得日数（R3.1.1～R3.12.31）

	目標値（令和6年）	令和3年実績
知事部局	16日	14日
県土整備部（公営企業）		14日
病院局		10日
議会事務局		13日
人事委員会事務局		15日
労働委員会事務局		16日
監査委員事務局		17日
選挙管理委員会事務局		13日
海区漁業調整委員会事務局		16日

(2) 令和3年度の取組状況

- ・ 夏季休暇の前後に1日以上の子次休暇を取得することや、月1日以上の子次休暇を取得すること等を働きかけました。
- ・ 所属ごとに独自の目標を組み込んだ「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を執務室内に掲示し、希望する職員が円滑に休暇や各種制度を利用できる環境づくりに取り組みました。【再掲】